健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明
 - (6) 議案第11号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制 定について
 - 資料1 議案第11号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

議案第11号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の 制定について

1 条例改正の背景

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「公衆浴場における衛生等 管理要領」の改正

- 2 条例の主な改正内容
- (1) 一般公衆浴場の衛生措置の基準
- ア 浴槽水中の遊離残留塩素濃度 0.2 mg/L以上 → 0.4 mg/L以上
- イ 浴槽水中のモノクロラミン濃度 3 mg/L以上
- ウ 水位計配管 1週間に1回以上、消毒する。
- エ 気泡発生装置等 内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒 を行う。
- (2) 一般公衆浴場の構造設備の基準
- ア 水位計を設置する場合 配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とする。
- イ 調節箱を設置する場合 清掃しやすい構造とする。
- 3 施行期日

令和3年4月1日

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公衆浴場法施行条例	○川崎市公衆浴場法施行条例
平成24年12月14日条例第64号	平成24年12月14日条例第64号
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。	めるところによる。
	(1) 一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴
場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保	
健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。	健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
(2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	(2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
(3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。	(3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
(4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。	で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
(5) 上かり用傷 疣い場及びシャリーに佣え付けられた傷性から供給される温水をいう。	(5) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給され る温水をいう。
	る価がないり。 (6) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給され
れる水をいう。	る水をいう。
(7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。	(7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
(8) 飲料水 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)その他飲用に適	
	(新設)
(10) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等	(新設)
を除去する装置をいう。	
(11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較	(新設)
的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。	
(12) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するため	(新設)

改正後 改正前

の槽をいう。

(13) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を (新設) いう。

(14) 循環式浴槽 温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽 (新設)

の湯水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

(衛生措置等の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温 及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」 という。)の基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す 表第2のとおりとする。
- 3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸 とする。
- 基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく **客1**人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認め る場合は、同表第1項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から 号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。

別表第1 (第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
- (1) 原湯、原水、上<mark>が</mark>り用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定|(1) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、規則で定める| める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理を すること。

(衛生措置等の基準)

- 及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」 という。)の基準は、別表第1のとおりとする。
- る法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業を行う る法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業を行う 公衆浴場(以下「個室付浴場」という。)に係る衛生措置等の基準は、別 公衆浴場(以下「個室付浴場」という。)に係る衛生措置等の基準は、別 表第2のとおりとする。
- 気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおり 気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおり とする。
- 4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の 基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく **客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認め** る場合は、同表第1項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から **第8号**まで及び<mark>第13号から第16号</mark>までに掲げる基準並びに同表第2項第10<mark>第7号まで及び第11号から第14号までに掲げる基準並びに同表第</mark>2項第10 号から第14号まで及び第16号に掲げる基準は、適用しない。

別表第1(第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
 - 基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をする こと。
- (2) 原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の場合は、(2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、公

いることを確認すること。

公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合して

- (3) ろ渦器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水 は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は 1年に2回以上、原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水は浴槽水 が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、 水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原 湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、 ろ過器等を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄そ の他の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管内の汚れを排出し、ろ 過器等及び循環配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、 浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素 濃度にあっては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度に あっては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若し くは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は 他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うこと を条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。
- (9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる (新設) 設備(以下「気泡発生装置等」という。)は、気泡発生装置等の内部 に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

改正前

衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合してい ることを確認すること。

- (3) ろ渦器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水 は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は 1年に2回以上、原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水は浴槽水が水 質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水 質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原 湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、 ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その 他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環さ せるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過 器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を 完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とする こと。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤 が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基 準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合にお いて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めた ときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(新設)

- (10) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (11) <u>貯湯槽</u>内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、 通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属 菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (12) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (13) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (14) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ 過器等及び循環配管内の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。 この場合において、気泡発生装置等を設置している浴槽については、レ ジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等 の使用を中止すること。
- (15) 調<u>節</u>箱は、定期的に清掃すること。
- (16) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (17) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗 うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある 行為をしないことを表示すること。
- (18) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。
- (19) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (20) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査

改正前

- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。) 内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽 内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。) を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整 箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗 うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある 行為をしないことを表示すること。
- (16) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。
- (17) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (18) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並 びに遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保

及び測定の日の翌日から起算して3年間保管すること。

- (21) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、 その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検 香の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、 適切な措置を講ずること。
- 風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 構造設備の基準
- (1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通す ことができない構造とすること。
- (2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- (3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設ける こと。
- (4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力の ある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上と すること。
- る不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構 造であること。
- (6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
- 触させない構造とすること。
- (8) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。
- (9) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の 補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上 に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温 装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオ ネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。

改正前

管すること。

- (19) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、 その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検 査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、 適切な措置を講ずること。
- (22) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から (20) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から 風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - 2 構造設備の基準
 - (1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通す ことができない構造とすること。
 - (2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式手洗設備を設けること。
 - (3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設ける こと。
 - (4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力の ある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上と すること。
- (5) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類す」(5) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類す る不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構 造であること。
 - (6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
- (7) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接 (7) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接 触させない構造とすること。
 - (8) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。
 - (9) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の 補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上 に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温 装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオ ネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。

- (10) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過 能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で 汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよ う浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- 浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよ う補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (12) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽 (12) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽 水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- (13) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- (14) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構(新設) 造又は配管等を要しない構造とすること。
- (15) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用す (14) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用す る構造でないこと。
- (16) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。
- (17) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等 の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- 屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第2(第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
 - (1) 浴槽の湯水は、重ねて浴用に供しないこと。
 - 潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこ (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこ と。
- (4) 男女を混浴させないこと。

改正前

- (10) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過 能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で 汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよ う浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (11) **循環式**浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、 (11) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環し ている浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けると ともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して 配置すること。
 - 水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
 - (13) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。

る構造でないこと。

(新設)

- (15) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等 の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (18) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて (16) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて 屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第2(第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
- (1) 浴槽の湯水は、重ねて浴用に供しないこと。
- (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清(2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清 潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

 - (4) 男女を混浴させないこと。

- (5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号(浴槽水に係る部分を除く。)、 第9号から第12号まで及び第17号から第22号までに掲げる基準に適合 すること。
- 2 構造設備の基準
 - (1) 個室は、その入口から個室の内部を全部見通すことができる構造と すること。
 - 用いるものとし、その扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げ る物及び鍵を設けないこと。
 - (3) 個室内の照明は、その点滅装置を当該個室の外に設け、かつ、1個 (3) 個室内の照明は、その点滅装置を当該個室の外に設け、かつ、1個 の点滅装置で個室内全部の照明の点滅をすることができるものとする こと。
 - (4) 個室内には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設ける (4) 個室内には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設ける こと。
 - (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所を設けること。
 - (6) 適当な広さの従業員用休憩室を設け、その休憩室には、従業員用鍵 (6) 適当な広さの従業員用休憩室を設け、その休憩室には、従業員用鍵 付ロッカーを備えること。
 - (7) 個室内には、善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、 物品等を備え、又は掲げないこと。
 - 機、冷蔵庫その他入浴に直接必要でない物品等を備えないこと。
 - (9) 別表第1第2項第2号から第9号まで及び第17号に掲げる基準に適 合すること。

別表第3(第4条関係)

1 衛生措置の基準

別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3 号に掲げる基準に適合すること。

2 構造設備の基準

改正前

- (5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号(浴槽水に係る部分を除く。)、 第8号から第10号まで及び第15号から第20号までに掲げる基準に適合 すること。
- 2 構造設備の基準
- (1) 個室は、その入口から個室の内部を全部見通すことができる構造と すること。
- (2) 個室の出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を (2) 個室の出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を 用いるものとし、その扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げ る物及び鍵を設けないこと。
 - の点滅装置で個室内全部の照明の点滅をすることができるものとする こと。
 - こと。
 - (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所を設けること。
 - 付ロッカーを備えること。
 - (7) 個室内には、善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、 物品等を備え、又は掲げないこと。
- (8) 個室内には、エアマット、スポンジマット等及びテレビジョン受像 (8) 個室内には、エアマット、スポンジマット等及びテレビジョン受像 機、冷蔵庫その他入浴に直接必要でない物品等を備えないこと。
 - (9) 別表第1第2項第2号から第9号まで及び<mark>第15号</mark>に掲げる基準に適 合すること。

別表第3(第4条関係)

1 衛生措置の基準

別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3 号に掲げる基準に適合すること。

2 構造設備の基準

- (1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けるこ と。
- (2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るもの は、一切設けないこと。
- (3) 別表第1第2項各号に掲げる基準に適合すること。
- 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人 ごとに換水する浴室にあっては、別表第1第1項第3号(浴槽水に係る部 ごとに換水する浴室にあっては、別表第1第1項第3号(浴槽水に係る部 分に限る。)、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる 基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、 適用しない。

改正前

- (1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けるこ
- (2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るもの は、一切設けないこと。
- (3) 別表第1第2項各号に掲げる基準に適合すること。
- 3 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人 分に限る。)、第4号から $\frac{2}{3}$ 7号まで及び $\frac{2}{3}$ 11号から $\frac{2}{3}$ 14号までに掲げる 基準並びに同表第2項第10号から第14号まで及び第16号に掲げる基準は、 適用しない。